

宇多津町障害福祉計画

平成 19 年 3 月

宇 多 津 町

【目次】

第1章 計画作成にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 法的根拠と計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 制度の概要について	4
第2章 宇多津町を取り巻く現状	6
1. 総人口の推移	6
2. 身体障害者手帳所持者の状況	7
3. 療育手帳所持者の状況	7
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	7
5. サービス利用の状況	8
第3章 計画の基本的方針	11
1. 計画の基本理念	11
2. 計画の基本的な考え方	12
第4章 地域における生活支援の充実	13
1. 障害や障害のある人に対する理解の促進	13
2. 制度及びサービス内容の周知と普及	13
3. 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供	14
4. 相談体制の充実	15
5. 情報提供体制の充実	16
6. 地域生活移行を進めるための支援体制の構築	16
7. 就労に向けた支援の充実	18
第5章 平成23年度の目標値の設定	19
1. 施設入所利用者の地域移行	19
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	19
3. 福祉施設から一般就労への移行	20
第6章 障害福祉サービスにおける見込み量	21
1. 見込み量の基本的な考え方	21
2. 訪問系サービス	21
3. 日中活動系サービス	22
4. 居住系サービス	24
5. 相談支援	25

第7章 地域生活支援事業	26
1. 必須事業	26
2. 任意事業	29
第8章 計画の推進体制	30
1. 総合的な取り組みの推進	30
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	30
3. 国・県との連携	30
4. 計画の見直し時期と評価	30
参考資料	31

第1章 計画作成にあたって

1. 計画策定の趣旨

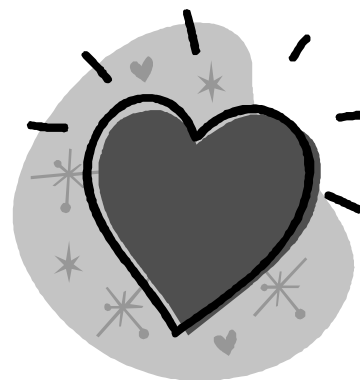
わが国の障害保健福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度のもとで利用者数が飛躍的に増加するなど、サービス量の拡充が図られてきました。

しかしながら、ホームヘルプサービス等の事業の整備が不十分であることや、精神障害のある人に対する福祉サービスが支援費制度の対象外となっていることもあり、その立ち遅れが指摘されています。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の施設については利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態がかい離する等の状況にあることから、地域での自立した生活を支えられるよう、地域生活移行や就労支援、相談支援体制の整備などの新たな課題への対応が求められています。

このような状況を背景に、平成17年10月に障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化、安定的な財源の確保などを主な内容とした障害者自立支援法が成立しました。そして、この法律に基づき、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村及び都道府県は障害福祉計画を作成することとなりました。

宇多津町では、「誰もが安心して暮らせる宇多津町」に向けて、「障害者計画」を平成16年度に作成しています。

「宇多津町障害福祉計画」は、「宇多津町障害者計画」を基本としつつ、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、国の基本指針に則して平成23年度を目標において、地域の実情に応じ、サービスの数値目標を設定するとともに、サービスを提供するための体制の確保や推進のための取り組みを定めるために作成しました。



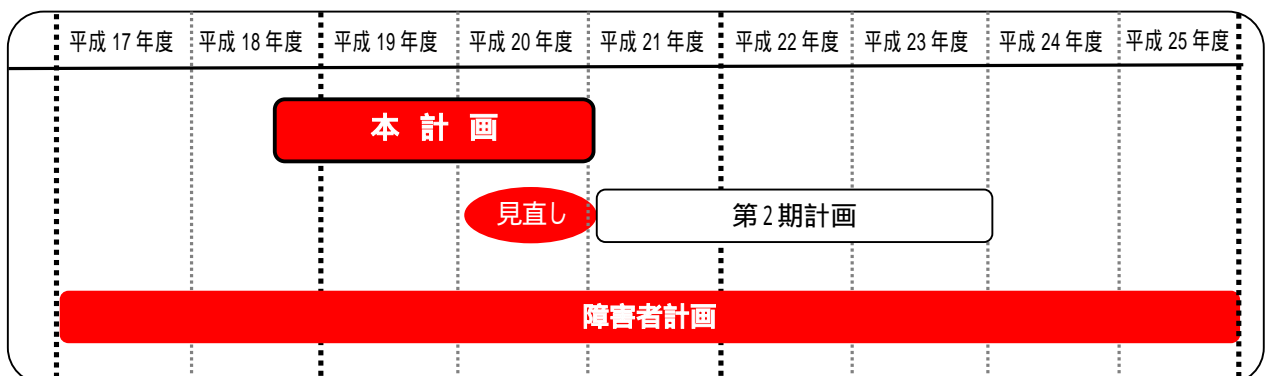
2. 法的根拠と計画の位置づけ

宇多津町障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として作成しました。また、「障害者計画」が障害のある人のための施策に関する基本計画であるのに対し、「宇多津町障害福祉計画」は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策などを示す実施計画となりますが、相互に補完的な計画として位置づけています。

一方、本計画は、上位計画に当たる「宇多津町長期振興計画」をはじめ、「宇多津町地域福祉計画」、「宇多津町老人保健福祉計画・宇多津町介護保険事業計画」、「宇多津町次世代育成支援行動計画」といった福祉分野の関連計画及び、香川県の「香川県障害者計画」との整合性を踏まえて作成しました。

3. 計画の期間

本計画は、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成23年度を目標に据え、そこにいたる中間段階の位置付けとして第1期計画を平成18年度から20年度までの3年間とし、見直し後、平成21年度から23年度までを第2期計画とします。



4 . 計画の策定体制

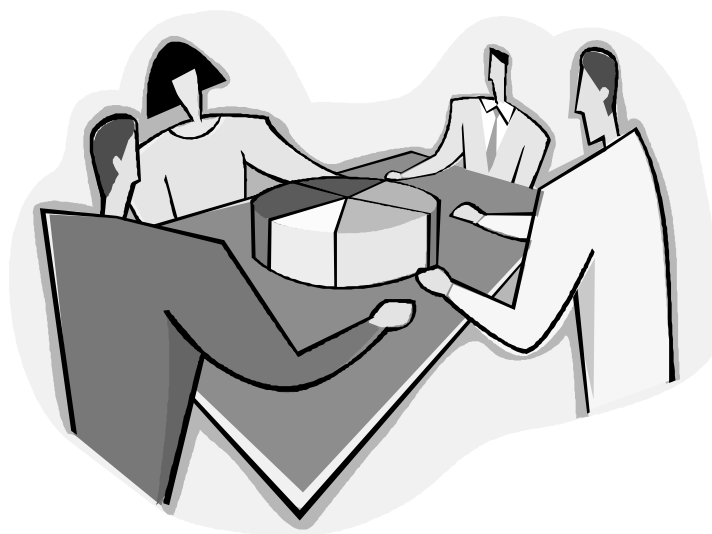
本計画の策定にあたっては、障害のある人やその家族などの当事者、障害者団体などの意見を踏まえ、計画に反映することを基本とし、以下の体制で計画を作成いたしました。

(1) 作成委員会の設置

本計画では、住民代表をはじめ、学識経験者や保健・教育・福祉関係者などから構成される「宇多津町障害福祉計画作成委員会」を設置し、計画案などを審議し、ご意見を踏まえたうえで計画を作成いたしました。

(2) 障害者団体等の意見の把握

本計画を作成するにあたっては、障害者団体及び障害児の保護者等から計画作成の基礎資料を得ることを目的に、団体運営上の現状と課題、新制度の施行に伴う障害のある人やその家族への影響、サービスやサービスに関する情報提供、相談体制等に関するヒアリング調査を実施しました。



5. 制度の概要について

平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」の主な内容は以下のようになっています。

障害福祉サービスの一元化

三障害（身体、知的、精神）の一元化

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害のある人の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供。

実施主体の市町村への一元化

市町村が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と都道府県はそれをサポートする仕組みに改正。

利用者本位のサービス体系に再編

介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の創設

障害のある人の自立を一層支援するため、従来の「施設」単位でのサービス提供から、機能に応じた「事業」の単位に再編。新体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つに再編。

「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

入所施設のサービスを日中の活動にかかわるサービス（日中活動事業）と基本的な生活にかかわる居住支援サービス（居住支援事業）に分け、施設にいても、他の日中サービスを選べるなど、住まいを含め障害のある人が自分にあったサービスの選択が可能。

地域の限られた社会資源の活用

通所施設などを運営する主体が社会福祉法人等に限られていたが、NPO法人、医療法人なども運営できるよう、規制を緩和。

労働支援の抜本的強化

就労移行支援事業等の創設

障害のある人が地域で自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することが重要であり、障害のある人の就労支援を強化するため、「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設。

支給決定の透明化・明確化

客観的な尺度（障害程度区分）の導入

支援の必要度に関する客観的な尺度として、全国一律の障害程度区分を導入。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分。

支給決定のプロセスを透明に

支援の必要度合に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図る。

費用をみんなで負担し合う仕組みの強化

サービスの量と所得に着目した負担に

障害のある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等については実費負担、サービス利用料については、サービスの量に基づいた利用者負担を求める。ただし、所得に応じて負担軽減措置を設ける。

国の費用負担を義務付ける

福祉サービス等の費用について、市町村に対して国が財政補助する仕組みであった居宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改正。

第2章 宇多津町を取り巻く現状

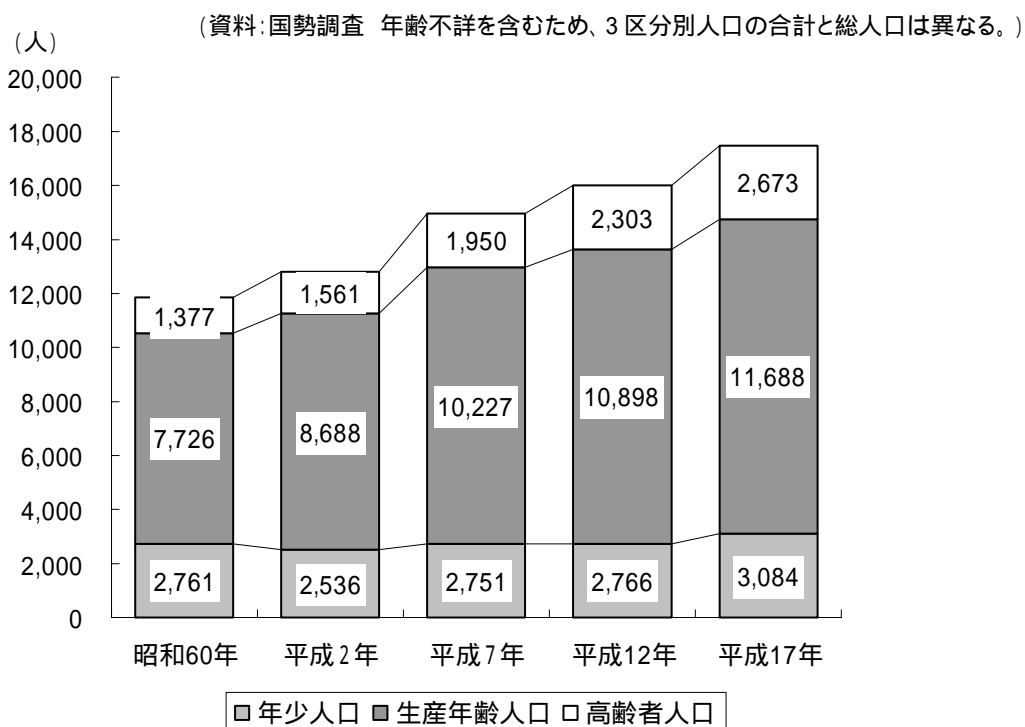
1. 総人口の推移

総人口の推移をみると、昭和60年の11,864人に比べ、平成17年には17,460人と増加傾向にあります。

また、年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口、生産年齢人口が増加していますが、高齢者人口も増加しており、年少人口の比率が下がって、高齢化の進行がうかがえます。

総人口及び年齢3区分別人口比の推移（国勢調査） （単位 人、％）

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	11,864	12,807	14,928	15,978	17,460
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 (0歳～14歳)	2,761	2,536	2,751	2,766	3,084
構成比	23.3	19.8	18.4	17.3	17.7
生産年齢人口 (15歳～64歳)	7,726	8,688	10,227	10,898	11,688
構成比	65.1	68.0	68.5	68.3	66.9
高齢者人口 (65歳以上)	1,377	1,561	1,950	2,303	2,673
構成比	11.6	12.2	13.1	14.4	15.3



2. 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を種別にみると、「肢体不自由」が最も多くなっています。次いで、「内部障害」、「視覚障害」の順となっています。

また、等級別にみると、「1級」が最も多く、次いで、「4級」「2級」となり、重度者が多くなっています。

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	24(0)	22(0)	6(0)	4(0)	8(0)	8(0)	72(0)
聴覚・平衡機能障害	4(0)	12(0)	3(0)	10(0)	0(0)	24(1)	53(1)
音声・言語・そしゃく機能障害	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	4(0)
肢体不自由	84(5)	57(0)	39(1)	57(0)	28(1)	11(0)	276(7)
内部障害	81(1)	1(0)	30(0)	62(1)	0(0)	0(0)	174(2)
計	193(6)	92(0)	78(1)	137(1)	36(1)	43(1)	579(10)

()は18歳未満の数(資料:宇多津町保健福祉課 平成18年3月末現在)

3. 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数を等級別にみると、「B」が最も多く、次いで「B」となっています。また、18歳以上は47人、18歳未満は12人となっています。

(単位 人)

区 分	Ⓐ	A	Ⓑ	B	計
18歳以上	8	9	12	18	47
18歳未満	3	4	2	3	12
計	11	13	14	21	59

(資料:宇多津町保健福祉課 平成18年3月末現在)

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が最も多くなっており、総数は30人となっています。

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
計	4	22	4	30

(資料:宇多津町保健福祉課 平成18年3月末現在)

5. サービス利用の状況

(1) 居宅サービスの利用状況

平成15年度の支援費制度の開始以後、居宅サービスの利用状況をみると、制度が周知されるに従い全体的に利用量は年々増加傾向にあります。身体介護は、利用者が限られていることもあり、増減がみられますが、一方で家事援助や移動介護、障害児デイサービスで大きな伸びをみせています。乗降介助、日常生活支援、行動援護での実績はありませんでした。

(一カ月の利用時間分・人日分)

	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度
居宅介護	時間分	53	96	143
身体介護	時間分	40	71	60
家事援助	時間分	13	25	83
乗降介助	時間分	0	0	0
日常生活支援	時間分	0	0	0
移動介護	時間分	22	132	179
行動援護	時間分	0	0	0
短期入所	人日分	8	10	12
デイサービス	人日分	23	33	47
身体・知的	人日分	23	29	30
障害児	人日分	0	4	17

(資料:宇多津町保健福祉課)



(2) 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況をみると、身体障害者では、更生施設や療護施設の利用が多く、また知的障害者では、授産施設の利用が5割以上と最も多くなっています。

実績が無いサービスについては、社会資源の整備が遅れていることが原因として考えられます。

(単位 人分)

サービス種別	平成18年10月1日現在
身体障害者更生施設	4
身体障害者療護施設	4
身体障害者授産施設(入所)	2
身体障害者授産施設(通所)	1
身体障害者福祉工場	0
身体障害者小規模作業所	0
知的障害者更生施設(入所)	2
知的障害者更生施設(通所)	3
知的障害者授産施設(入所)	2
知的障害者授産施設(通所)	10
知的障害者福祉工場	0
知的障害者小規模作業所	4
精神障害者生活訓練施設	0
精神障害者授産施設(入所)	0
精神障害者授産施設(通所)	0
精神障害者小規模通所授産施設	0
精神障害者福祉工場	0
合 計	32

(資料:宇多津町保健福祉課)

(3) 居住系サービスの利用状況

各障害種別の入所施設やグループホーム等の利用状況をみると、身体障害者では、更生施設、療護施設、授産施設への利用がみられます。知的障害者では、更生施設、授産施設グループホームへの利用がみられます。福祉ホーム、通勤寮等の実績が無いサービスについては、社会資源の整備が遅れていることが原因として考えられます。

(単位 人分)

サービス種別	平成 18 年 10 月 1 日現在
身体障害者更生施設	3
身体障害者療護施設	4
身体障害者授産施設	2
身体障害者福祉ホーム	0
知的障害者更生施設	2
知的障害者授産施設	2
知的障害者通勤寮	0
知的障害者グループホーム	2
知的障害者福祉ホーム	0
精神障害者生活訓練施設	0
精神障害者入所授産施設	0
精神障害者グループホーム	1
精神障害者福祉ホーム	0
合 計	16

(資料:宇多津町保健福祉課)



第3章 計画の基本的方針

1. 計画の基本理念

安心して暮らせる共生のまち 宇多津

障害のある人が基本的人権を有するひとりの人間として尊重されるという当然の理念を社会に根づかせるためには、住民や行政が障害のある人の「活動」や「参加」を促進するよう、たゆまぬ努力が求められています。

また、障害があるということをも人間の多様な姿のひとつと捉え、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合うという多様性を尊重する社会の重要性が指摘されています。

人権侵害や差別は、障害のある人がひとりの人間として当たり前生きていくことを阻む最大のバリア（障壁）です。

障害に対する理解を深める活動の継続や障害のある人の社会参加を一層促進することなどがこうしたバリア解消の手立てとなります。

住民は、誰もが相互に個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するために、障害のある人との共生を含めた地域づくりの啓発に努めるとともに、地域のボランティア活動などを積極的に支援し、福祉社会の実現を目指すことが求められています。

このように障害のある人への理解と人権の尊重を基調におき、誰もが相互に個性を尊重し、支え合える共生社会を目指し、「安心して暮らせる共生のまち 宇多津」を基本理念とします。

2. 計画の基本的な考え方

宇多津町障害者計画の中では、障害者施策の体系について「ライフステージに応じた支援」、「誰もがともに安心して暮らす社会づくり」といった2つの観点からまとめています。本計画ではこれらの基本的な考え方を踏まえつつ、地域全体で障害のある人の自立した生活を支えていきます。

(1) 障害者計画における基本的な考え方

・ライフステージに応じた支援

障害のある人が、それぞれのライフステージに応じて活動・自立のための力を発揮しながら、実り豊かな人生を送るために講ずべき施策

・誰もがともに安心して暮らす社会づくり

障害のある人が、社会のさまざまな活動に参加できるような環境基盤を整備し、障害の有無にかかわらず、ともに暮らす社会をつくるために講ずべき施策

(2) 障害福祉計画における基本的な考え方

自己決定・自己選択による本人の意思の尊重

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービスの提供体制を整備していきます。

三障害に関する制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と種別ごとにわかれていた制度を一元化し、障害福祉サービスの充実を図ります。

新たな課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備すると共に、身近な地域における拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、地域全体で障害のある人の自立した生活への支援を進めていきます。

第4章 地域における生活支援の充実

1. 障害や障害のある人に対する理解の促進

障害者自立支援法では地域生活への移行と一般就労に比重がおかれていますが、これらを進めていくうえでは、地域や職場における障害や障害のある人への理解が課題となっています。

今後も地域や学校、職場において障害や障害のある人への理解が深まるよう、関係機関・関係団体の連携を強化し、地域社会や学校、企業などに働きかけていきます。

2. 制度及びサービス内容の周知と普及

(1) 広報やホームページ等を活用した広報活動の充実

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報やホームページ等を活用し、制度やサービスの内容を周知させるなど、新制度の普及と定着に努めていきます。

(2) 新規手帳交付者に対する制度やサービス内容の周知

広報やホームページの活用だけでなく、窓口においての周知も必要です。そのため、新規手帳交付時などに配布される「障害者（児）福祉のしおり」をもとに制度やサービス内容を説明したり、相談支援事業者が障害福祉サービスの内容について情報提供したりするなど、利用者の意思に基づきサービスが利用できるよう、制度やサービス内容の周知に努めていきます。

(3) 説明会等の実施

障害のある人やその保護者の方には、高齢者の方も多く、諸制度の改正についてより分かりやすく説明するために、障害者団体の会合や保護者会などの機会を利用し、制度やサービス内容の周知に努めていきます。

3. 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

(1) ケアマネジメントの構築

利用者の意思に基づきサービスが提供されるためにはサービス利用計画作成におけるケアマネジメントの充実を図る必要があります。

そこで、障害のある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況、コーディネーターの意見などを踏まえて適切な支給決定がなされるよう、ケアマネジメントの構築を図っていきます。

(2) 居宅サービスの充実

障害のある人が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。特に、精神障害においては手帳の制度が開始後間もないことから、制度の普及に伴い、今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや、退院促進を図るといったことから、居宅生活を支援していくために居宅サービスなどの基盤整備を進めることは重要です。

そのため、今後も引き続き、さまざまな需要に対応し、地域での生活を支えていくために居宅介護や重度訪問介護、行動援護などの居宅サービスを充実し、適切なサービス提供に努めていきます。

(3) 日中活動系サービスの充実

障害者自立支援法の施行に伴い、地域での生活に比重がおかれ、日中活動の場の確保が必要となっています。そこで、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所サービス、さらには地域活動支援センター事業などの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図っていきます。

(4) サービスの質的向上

サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められており、今後、必要なサービスの確保だけでなく、福祉事業に従事する人材の資質の向上や、サービスに関する苦情・相談体制を充実していくことなどが重要です。

福祉事業に従事する人材の資質の向上

施設や事業者がネットワークを構築し、それぞれに培ったノウハウなどをお互いに共有していきます。また、研修などのさまざまな機会を通じて、障害特性への理解を深めるなど、資質の向上を図っていきます。

サービスに関する苦情・相談体制の充実

障害福祉サービスの質を向上させるためには、苦情・相談体制の充実も必要です。苦情を受けつけた際には、早期解決に努め、必要な場合には事業者・施設を指導していきます。また、苦情内容に関しては今後関係者の中で協議し、共有するとともに、解決困難な事例に関しては検証したり、適切な苦情解決策や体制を検討したりすることに努め、サービスの質の向上を図ります。

さらに、事業者に対して第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上を促します。

4 . 相談体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

相談体制としては緊急な状況への対応や地域での連携のもと、ライフステージごとに途切れない連続した相談など、多種多様な相談機能が求められています。

これに対し、平成 18 年 11 月から毎月 1 回の定期相談日（三障害）を設け、障害のある人及び保護者の相談に対応しています。

今後とも、地域のさまざまな相談機能を生かしつつ、連携しながら対応できるよう、相談支援体制を充実させていきます。

(2) 自立支援協議会を中核に据えた相談支援事業の充実

相談支援を適切に実施していくために中讃東圏地域において自立支援協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討及び社会資源の把握や有効活用を行うなど、相談支援事業を充実していきます。

(3) 障害のある人等に対する虐待の防止

地域自立支援協議会等の場の活用により、障害者団体をはじめ、そのほか関係団体・機関からなるネットワークを構築し、障害のある人などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めます。

(4) 人材の育成

相談支援事業の充実を図り、重層的な相談支援体制を作っていくためには相談支援専門員や相談員の育成などに努めることが大切です。

相談支援専門員の育成と確保

障害者自立支援法の施行により、生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員の地域における役割は重要となっています。また、相談支援専門員は障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験と相談支援従事者研修の受講が必要となっています。そのため、県との連携のもと、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

相談員活動の充実

今後、重層的な相談体制を作るためには、地域における身近な相談員の活動も必要です。家庭をはじめ、地域全体で障害のある人を見守っていけるよう、地域における障害者相談員活動の活性化にも努めていきます。

5 . 情報提供体制の充実

それぞれの障害の種別や程度に併せ、必要な時に必要な情報を入手できるように、さまざまな方法を通じた情報提供が求められています。

そのため、特に視覚障害者や聴覚障害者等のコミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、インターネットなどを活用し、情報提供方法の充実に図っていきます。

6 . 地域生活移行を進めるための支援体制の構築

(1) 生活の場の確保

障害のある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、さまざまな課題がありますが、まず受け皿となる生活の場を確保することが重要です。

グループホームやケアホームの確保

地域生活へ移行した場合の生活の場としては、グループホームやケアホーム等が考えられます。現在、グループホーム等の数は少なく、確保していくことが求められています。

今後、必要な量を確保するために、行政、施設、事業所及び関係機関・団体が連携して取り組むとともに、地域社会における理解の促進に努めていきます。

障害のある人向けの住宅確保と入居支援

地域での生活を支えていくためにはグループホームやケアホーム等の確保に加え、住宅を確保していくことも大切です。そのために、地域社会の理解が必要なことから啓発活動に努めていきます。

(2) 社会参加の促進

障害のある人が地域で生活を送るためには、レクリエーション活動や交流の場、講演会などを通じて、スポーツや文化活動などに親しみ、障害のある人の心豊かな生活を確保できるよう、社会参加を促進することが大切です。

移動支援及びコミュニケーション支援の充実

障害のある人が講演会等文化活動などに積極的に参加できるよう、移動手段の確保や、コミュニケーション支援を必要とする聴覚障害のある人に対する手話通訳者及び要約筆者を派遣するため、移動支援助成事業やコミュニケーション支援者派遣費助成事業を通じて充実に努めていきます。

レクリエーションや行事などを通じた社会参加の促進

障害のある人の社会参加を促進していくため、障害のある人の各種スポーツ大会の開催を支援していきます。また、地域での各種行事や文化・スポーツイベントにおいては、地域の人々と交流する機会となるため、地域との交流機会の拡大にも努めていきます。

(3) 地域支援体制の整備

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、きめ細やかに相談などに対応できる体制の整備が必要です。

障害者団体やボランティア、NPO法人などの関係者が、それぞれの立場や役割に応じた自主的・積極的な活動の促進と連携を図り、地域支援体制の整備に努めていきます。

(4) NPO及びボランティアの養成

障害福祉サービスの充実に努める一方、地域の支援体制を整備し、インフォーマルなサービスを提供し、充実に努めるためには、NPOやボランティアなどの障害のある人を支える担い手を養成していく必要があります。そのため、NPOやボランティアの活動に関する情報を提供するとともに、研修会や講座などを通じて地域活動への参加の動機づけを行うなど、関心のある住民の参加を促進していきます。

また、障害のある人が自らの体験などを通じて相談相手となるピア・カウンセラーの養成にも努めていきます。

7. 就労に向けた支援の充実

(1) 障害者雇用を促進するための体制の整備

障害者雇用の促進のためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。今後、障害のある人の雇用促進を図るためにハローワーク、特別支援学校、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めていきます。

(2) 障害者雇用促進に向けた啓発活動

障害者雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、民間企業や事業主に対して働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのため、今後もハローワークや障害者職業センターなどと連携しながら、民間企業や事業主に対して助成制度などの障害のある人の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や障害のある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

(3) 障害者雇用促進に向けた支援プログラムの提供

施設においては、就労しようという意欲や能力のある人を後押し、就労へと結びつけていくことが今後、必要となってきます。そのため、一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら一般就労を推進していけるよう、就労に向けたプログラムを提供し、積極的に支援していくことに努めていきます。また、就労意欲を後押ししていけるよう、就労のきっかけづくりとしてトライアル雇用の実施に努めていきます。

(4) 福祉的就労に関するサービスの充実

障害のある人の就労に関しては、多くの方が福祉的就労に就いていることから、今後も一般就労だけでなく、福祉的就労への支援にも努めていく必要があります。

そのため、一般就労は困難であるが、就労を希望する障害のある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、働く場とする福祉的就労への支援を行い、充実を図っていきます。

第5章 平成23年度の目標値の設定

1. 施設入所利用者の地域移行

地域生活への移行を進める観点から、平成23年度末までに、現在における入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指すとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。(国の基本指針)

現在の施設入所者数は13人となっていますが、平成23年度には12人に減少することを見込んでいます。現在の施設入所者数から施設入所見込み者数の差をもとに、減少見込み人数を1人、地域生活移行人数を2人としています。

入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現入所者数	13人	平成17年10月1日の入所者数
目標年度入所者数	12人	平成23年度末時点の利用人員見込み
【目標値】削減見込み	1人	差引減少見込み
	7.7%	減少割合
【目標値】地域生活移行人数	2人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等への移行見込み

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という)の解消を目指し、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。(国の基本指針)

香川県の実施している「精神障害者の退院促進事業」が、実効性のあるものとしてできるよう施策を展開していきます。また、退院者及び退院予定者に対して、県との連携を密にしながら、地域での受入体制の整備を図ります。

3. 福祉施設から一般就労への移行

現時点の一般就労への移行実績の4倍以上を目安として、平成23年度中において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数値目標を設定する。(国の基本指針)

平成17年度における年間の一般就労移行者数は0人ですが、本計画の目標年度の平成23年度は、福祉施設から一般就労に1人が移行できることを目指し、施策を展開していきます。また、平成23年度までに一般就労に移行する人数については、目標数値としては設定しませんが、就労移行支援利用者が早期に一般就労に移行できるように関係機関との連携を強化していきます。

福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】	1人	平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
一般就労へ移行する者の数	1人増	平成17年度との比較



第6章 障害福祉サービスにおける見込み量

1. 見込み量の基本的な考え方

今回の計画におけるサービス見込み量の設定については、平成15年度からの各種サービスにおける実績の伸びを基に、施設等が現在のサービス体系から新サービス体系に移行する時期及び第5章の目標値を達成するための施策的な要因を加味して行っています。特に、施設の新体系への移行時期により、大きく見込み量の数値が変わる場合があります。

また、この見込み量をもって、障害のある人のサービス利用を制限するものではありません。

2. 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護では、障害のある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

行動援護では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障害者等包括支援では、障害程度区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

（一カ月の利用 時間分）

サービス種別	単 位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	時間分	160	192	241	287
重度訪問介護	時間分	0	0	5	5
行動援護	時間分	0	0	20	20
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0

(2) 訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策

三障害が一元化されたことから、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については新規事業であるため、サービス内容や対象者などについて十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

3. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

生活介護は、身体障害者療護施設、授産施設（身体・知的・精神）更生施設（身体・知的）などからの移行が主なものと考えられます。常時介護が必要であり、障害程度区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害程度区分2以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(一カ月の利用 人日分)

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人日分	0	66	154	308

(1人が一カ月間に利用する日数を22日として算定しています。)

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、身体障害者更生施設からの移行が考えられます。地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設からの移行が主なものと考えられます。地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(一カ月の利用 人日分)

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	22	44	110
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	0	0	0

(1人が一カ月間に利用する日数を22日として算定しています。)

(3) 就労移行支援

就労移行支援は、授産施設（身体・知的・精神）からの移行が主なものと考えられます。一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

(一カ月の利用 人日分)

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	人日分	0	66	132	286

(1人が一カ月間に利用する日数を22日として算定しています。)

(4) 就労継続支援(A型・B型)

就労継続支援A型は、現サービスの福祉工場(身体・知的・精神)からの移行が主なものと考えられ、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労移行支援A型への移行事業者が少ないことを考慮して目標年度における数値を0人日としています。

就労継続支援B型は、現サービスの授産施設(身体・知的・精神)からの移行が主なものと考えられ、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人等に、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

(一カ月の利用 人日分)

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援A型	人日分	0	0	0	0
就労継続支援B型	人日分	0	0	132	132

(1人が一カ月間に利用する日数を22日として算定しています。)

(5) 療養介護

療養介護は、重症心身障害児施設からの移行が主なものとして考えられます。病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって 障害程度区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、 障害程度区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

(一カ月の利用 人分)

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	人分	0	0	0	3

(6) 児童デイサービス

療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。

(一カ月の利用 人日分)

サービス種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	人日分	25	25	25	25

(7) 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(一カ月の利用 人日分)

サービス種別	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所	人日分	15	18	21	21

(8) 日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確にし、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

また、児童デイサービスや短期入所に関しては、今後も身近な地域でデイサービスや短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

4 . 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）では就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害のある人・精神障害のある人であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）では生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害のある人・精神障害のある人であって、日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上である人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

(一カ月の利用 人分)

サービス種別	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	3	3	4	10
共同生活介護 (ケアホーム)	人 分	0	0	0	0

(2) 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(一カ月の利用 人分)

サービス種別	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
施設入所支援	人 分	0	3	6	12

(3) 居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら、整備していくとともに、公営住宅や空き家などの活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

5 . 相談支援

支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

(一カ月の利用 人分)

サービス種別	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	人 分	10	12	13	14

第7章 地域生活支援事業

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業では相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、平成18年度から設置される地域自立支援協議会を中核にし、地域のさまざまな相談機能を生かしながら、障害種別に対応できる総合的な相談窓口の設置に努めていきます。

(各年度の実施事業者数)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数
相談支援事業				
障害者相談支援事業	9	9	9	9
地域自立支援協議会	1	1	1	1

市町村相談支援機能強化事業

本町における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を町等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする事業です。

本計画期間中に専門的相談員を設置する予定はありません。

第7章 地域生活支援事業

住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援に努める事業です。

本計画期間中に事業を実施する予定はありません。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援するために、関係機関などと連携するとともに、制度の検討を進めていきます。

また、今後も広報やホームページなどを活用し、制度内容の周知に努めます。

(2) コミュニケーション支援者派遣費助成事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する費用の一部を助成することを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の支援を行います。

(各年度の利用者数)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
コミュニケーション支援事業	1	2	2	2

(3) 日常生活用具購入費助成事業

重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

(各年度の事業者数、助成件数)

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	個所数	件数	個所数	件数	個所数	件数	個所数	件数
日常生活用具給付等事業	9	99	11	282	11	294	11	330
介護・訓練支援用具	1	1	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	1	2	2	3	2	3	2	3
在宅療養等支援用具	1	1	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	2	2	4	2	4	2	4
排泄管理支援用具	4	92	4	272	4	284	4	320
住宅改修費	1	1	1	1	1	1	1	1

第 7 章 地域生活支援事業

(4) 移動支援助成事業

障害のある人であって、社会生活上必要な外出及び余暇活動の社会参加のための外出に伴う、移動の介護に係る費用の一部を助成することにより、地域における障害のある人の自立生活及び社会参加を促進していきます。

(各年度の事業者数、利用者数、利用延べ時間)

事業名	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所数	人数 時間	箇所数	人数 時間	箇所数	人数 時間	箇所数	人数 時間
移動支援事業	7	23 1,380	8	25 3,000	9	30 3,600	10	30 3,600

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の日中の創作的活動又は生活活動の場の提供及び社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化することにより、地域における障害のある人の自立生活及び社会参加の促進を図ります。

型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

型：地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

型：地域の障害のある人のための援護策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

(各年度の事業者数、利用者数)

事業名	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
地域活動支援センター機能強化事業	/		/		/		/	
地域活動支援センター 型	2	8	2	8	2	8	2	10
地域活動支援センター 型	0	0	1	4	1	4	1	5
地域活動支援センター 型	1	1	1	1	1	1	2	3

(6) 必須事業における見込み量の確保の方策

制度の改正に伴いサービス内容が低下しないよう、質の向上に努めるとともに、新規サービスについては、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供していきます。

2. 任意事業

(1) 日中一時支援助成事業

町内に住所を有する在宅の障害のある人であって、原則として日中において介護する人がいないことにより、一時的に見守り支援が必要と認める者に対し日中一時あずかりに係る費用の一部を助成します。

(2) 更生訓練費支給事業

就労支援事業または自立訓練事業を利用している者及び障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給することにより、社会復帰を促進していきます。

(3) 施設入所者就職支度金給付事業

障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設に入所している者が訓練を終了し、または就労支援事業または自立訓練事業を利用し、就職等により自立する者に対し、就職支度金を支給することにより、社会復帰を促進していきます。

(4) 自動車改造費助成事業

重度身体障害者が、通勤、通学、及び通院に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に係る費用の一部を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰を促進していきます。

(5) 経過的デイサービス助成事業

平成18年10月に地域活動支援センターに移行することが困難なデイサービス事業所が移行するまでの間、その機能の有効な活用を図る観点から、平成18年度に限り、引き続き実施する事業の一部を助成することにより、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息の時間の確保を図ることにより、福祉の増進を図ります。

(6) その他事業

「発達障害者支援法」が施行されたことに伴い、障害者手帳の交付を受けていない障害のある人への支援についても、県の発達障害者支援センターと連携を密にし、早期発見に努めるとともに、相談支援及び自立に向けた支援策等を講じる必要があります。

(7) 任意事業におけるサービスの見込み量の確保

制度の改正や県事業から町事業への実施主体の変更に伴い、サービス内容の質の向上に努めるとともに、また、パンフレット、広報等によるサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供していきます。

第 8 章 計画の推進体制

1 . 総合的な取り組みの推進

本計画を着実に進めていくために、本町の関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な取り組みに努めていきます。

2 . 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障害のある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、宇多津町だけでなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要であるため、地域で連携しながら、計画の推進を図ります。

3 . 国・県との連携

本計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国の動向を把握するとともに、県との連携を密にしながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスにかかわる人材の養成などについては県等広域的な観点から、研修への参加を促すなどの取り組みを推進していきます。

一方、制度を施行していく中で制度や障害程度区分の認定審査などに関する問題点が生じた場合は県を通じて、国へ改善を要望していきます。

4 . 計画の見直し時期と評価

本計画は、3 年を 1 期とする計画であり、平成 20 年度に見直しを行います。計画の見直しにあたっては、本計画の作成委員会を中心として、計画の達成状況を評価し、その結果を踏まえて計画の方向性を修正します。

参考資料

障害福祉サービス見込み量一覧(第6章関係)

(一ヶ月のサービス見込み量)

サービス種別		単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問系	居宅介護	時間分	160	192	241	287
	重度訪問介護	時間分	0	0	5	5
	行動援護	時間分	0	0	20	20
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日分	0	66	154	308
	自立訓練(機能訓練)	人日分	0	22	44	110
	自立訓練(生活訓練)	人日分	0	0	0	0
	就労移行支援	人日分	0	66	132	286
	就労継続支援A型	人日分	0	0	0	0
	就労継続支援B型	人日分	0	0	132	132
	療養介護	人 分	0	0	0	3
	児童デイサービス	人日分	25	25	25	25
短期入所	人日分	15	18	21	21	
居住系	共同生活援助	人 分	3	3	4	10
	共同生活介護	人 分	0	0	0	0
	施設入所支援	人 分	0	3	6	12
相談支援	人 分	10	12	13	14	

地域生活支援事業見込み量一覧
(第7章で目標量を設定した事業のみ)

(各年度の目標量)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数
相談支援事業				
障害者相談支援事業	9	9	9	9
地域自立支援協議会	1	1	1	1

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
コミュニケーション支援事業	1	2	2	2

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
日常生活用具給付等事業	9	99	11	282	11	294	11	330
介護・訓練支援用具	1	1	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	1	2	2	3	2	3	2	3
在宅療養等支援用具	1	1	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	2	2	4	2	4	2	4
排泄管理支援用具	4	92	4	272	4	284	4	320
住宅改修費	1	1	1	1	1	1	1	1

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	箇所数	人数 時間	箇所数	人数 時間	箇所数	人数 時間	箇所数	人数 時間
移動支援事業	7	23 1,380	8	25 3,000	9	30 3,600	10	30 3,600

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
地域活動支援センター機能強化事業								
地域活動支援センター型	2	8	2	8	2	8	2	10
地域活動支援センター型	0	0	1	4	1	4	1	5
地域活動支援センター型	1	1	1	1	1	1	1	3

宇多津町障害福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する宇多津町障害福祉計画作成委員会(以下「作成委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 作成委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

(委員長)

第4条 作成委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、作成委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 作成委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 作成委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作成委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

宇多津町障害福祉計画作成経過

日 時	内 容	参加者数
平成 18 年 5 月 24 日	各種団体へのヒアリング調査の実施 (身体障害者協会、手をつなぐ育成会)	身体障害者協会 6 名 手をつなぐ育成会 4 名
6 月 6 日	各種団体へのヒアリング調査の実施 (障害児の保護者)	保護者 8 名
6 月 27 日	第 1 回障害福祉計画作成委員会の開催 (1) 委員長の選任について (2) 障害福祉計画の作成について (3) サービス必要量の見込について (4) 障害福祉計画作成スケジュールについて	委員 10 名 (ア・バ・イ - 2 名)
8 月 10 日	第 2 回障害福祉計画作成委員会の開催 (1) サービス必要量の見込について (2) 障害福祉計画の骨子について	委員 12 名
9 月 25 日	第 3 回障害福祉計画作成委員会の開催 (1) サービス必要量の見込について	委員 10 名
平成 19 年 1 月 18 日	第 4 回障害福祉計画作成委員会の開催 (1) 障害福祉計画の素案について	委員 11 人
2 月 15 日	第 5 回障害福祉計画作成委員会の開催 (1) 障害福祉計画 (案) について	委員 12 人

宇多津町障害福祉計画作成委員会 委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	備 考
1	藍川 三郎	宇多津町身体障害者協会 会長 (身体障害者相談員)	
2	和泉 とみ代	香川短期大学 生活文化学科 教授	委員長
3	岡内 利文	宇多津北小学校長	
4	木村 麗子	平山保育所長	
5	清廣 百合江	障害者生活支援センター ピア 相談員	
6	篠塚 敦子	香川県ふじみ園 コーディネーター	
7	十川 美紀	住民公募	
8	松下 員子	宇多津町手をつなぐ育成会 副会長	
9	宮本 隆義	宇多津町民生児童委員協議会 会長	
10	村井 眞澄	ドリームパラダイス 施設長	
11	本西 志保	ナイス・サポートらく楽 代表取締役	
12	山田 智子	地域生活支援センター はなぞの施設長	